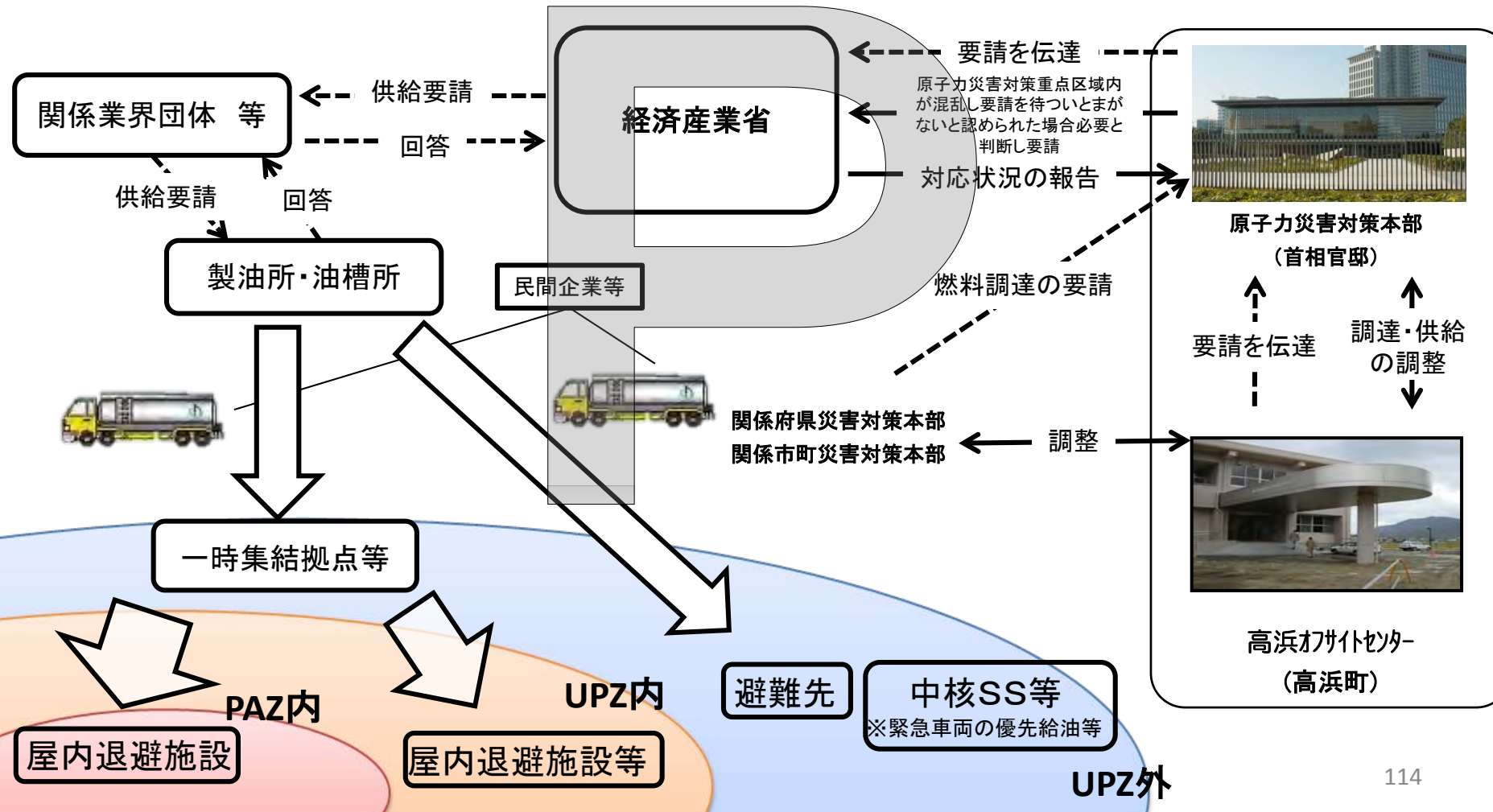


国による物資（燃料）の供給体制

- 関係府県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係府県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

| 物資の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 | 主な関係業界団体等 |
|--------------|-------|------------------------|--|
| 給水 | 厚生労働省 | 飲料水 | 周辺自治体水道局 |
| 医薬品等 | | 一般薬、紙おむつ、マスク等 | 日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等 |
| 食料等 | 農林水産省 | パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等 | 各種食品産業関係団体 等 |
| 生活必需品 | 経済産業省 | 仮設トイレ、トイレト ーパー、毛布 等 | 什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等 |
| 燃料(石油・石油ガス等) | | ガソリン、軽油 等 | 石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等 |

| 貸出用機材の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 |
|----------|------|---|
| 通信機器 | 総務省 | 貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄 |

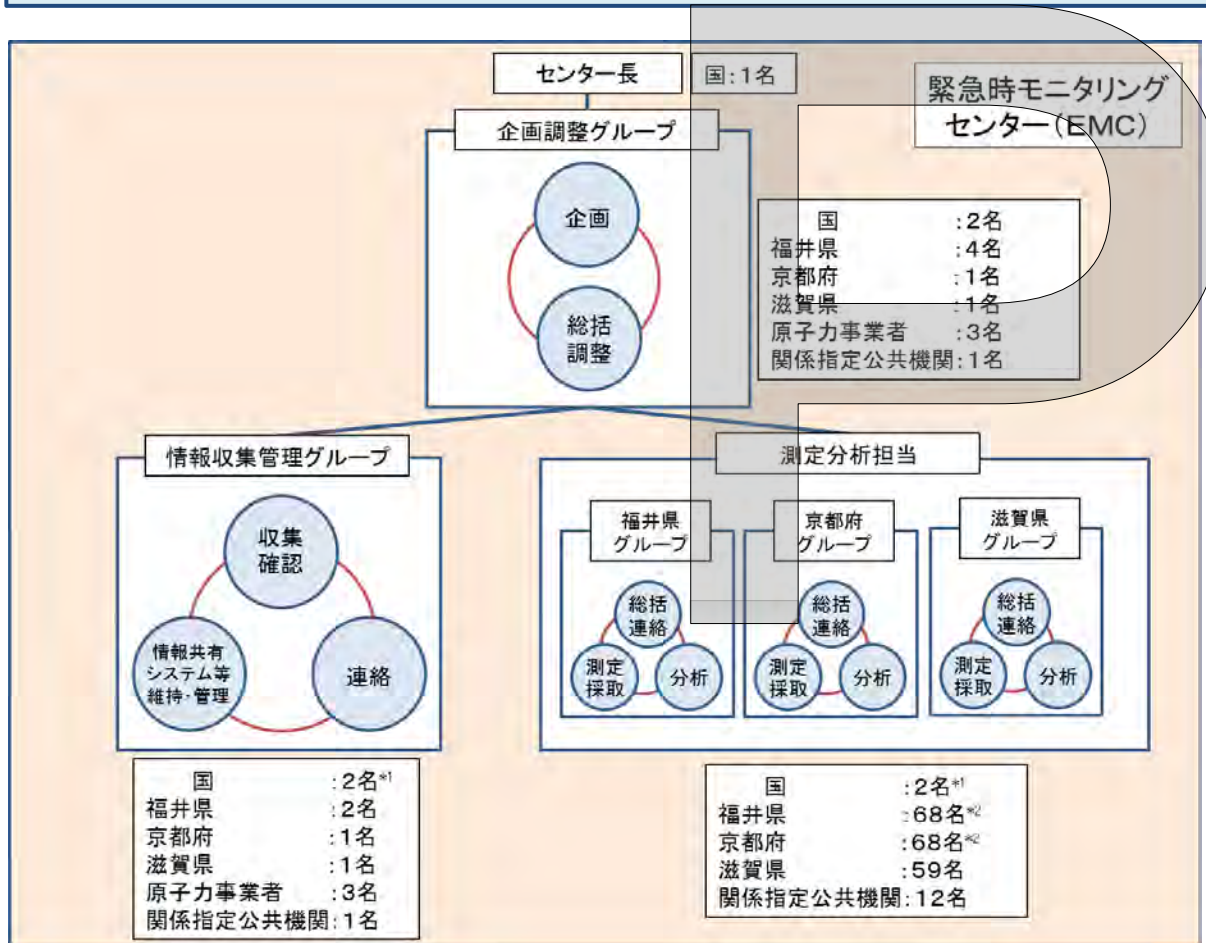
※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、p.113の体制に基づき実施。

8. 緊急時モニタリングの実施体制



緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを高浜オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの府県に拠点を設置する。
- 大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所に2名を配置し、緊急時モニタリング体制強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

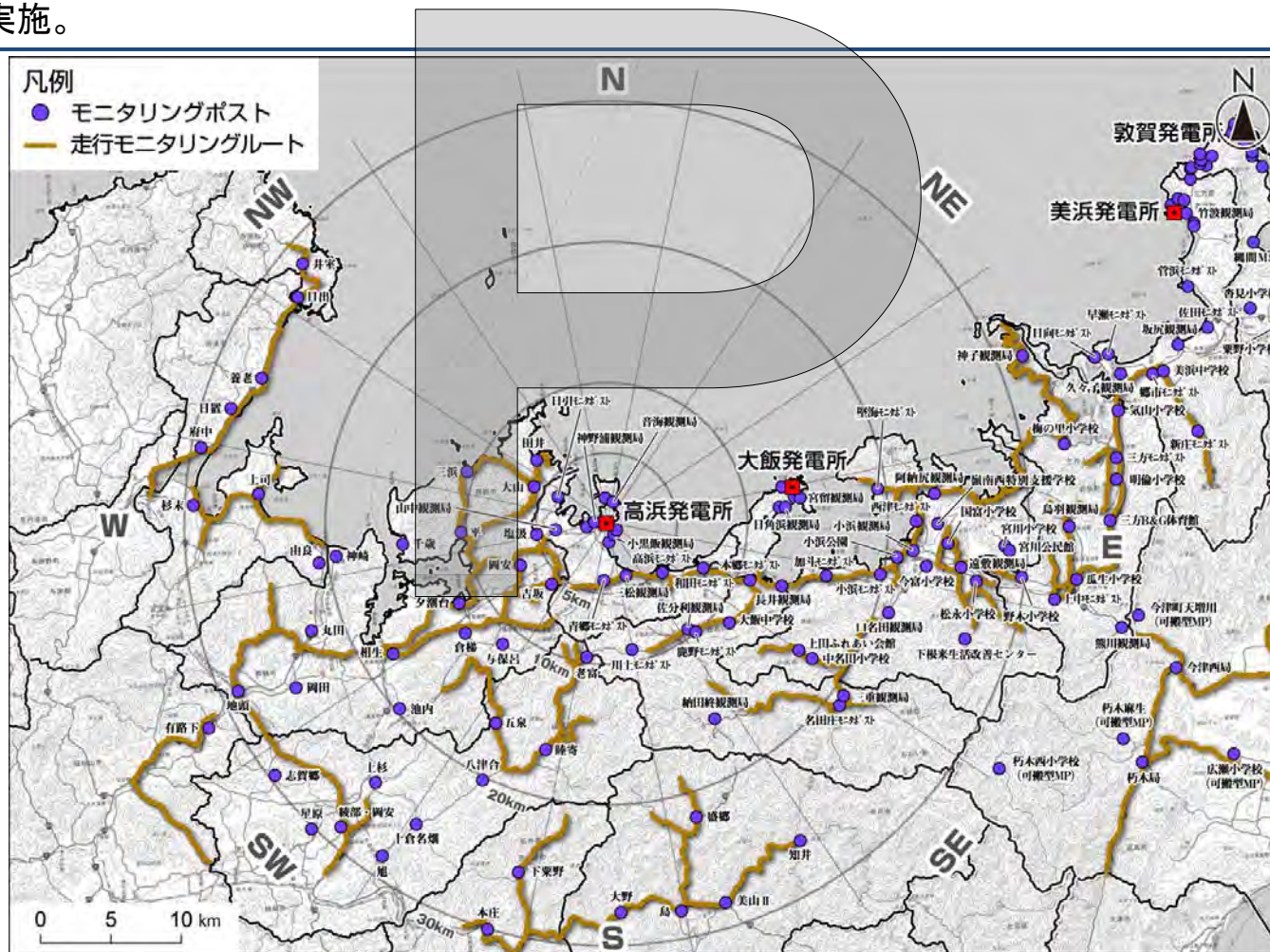
緊急時モニタリングを実施する。

*1 国から委託を受けた民間の機関含む

*2 協定に基づく原子力事業者を含む

高浜地域緊急時モニタリング体制

- 高浜原子力発電所周辺の福井県、京都府及び滋賀県の12市町(福井県4市町、京都府7市町、滋賀県1市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点○地点(福井県○地点、京都府○地点、滋賀県○地点、電力事業者○地点)を設定し、このうちUPZ内○局及びPAZ内○局(福井県○局、京都府○局)で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- この他、国の測定局においても空間放射線量を測定。
- UPZ外については、必要に応じて国及び電力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、電力事業者:60局)及び簡易型電子線量計観測局(55台)で、福井県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(18台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【115局】



簡易型電子線量計観測局
(バッテリー付)【55局】



可搬型モニタリングポスト【18台】
(バッテリー付き)



ガンマ線核種分析ラボ車【1台】
(高性能モニタリングカー)



モニタリングカー【11台】



資機材例【18台】
(可搬型ダストヨウ素サンプラー)